

標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則
(Common Regulations under the Madrid Agreement Concerning the International
Registration of Marks and the Protocol Relating to that Agreement)

(2012年1月1日発効)

第七章 公報及びデータベース

第32規則
公報

(略)

~~(3) 公報は、世界知的所有権機関のウェブサイトで公表されるものとする。[締約国の官庁のための部数](a)国際事務局は、公報を締約国の各官庁に送付するものとする。各官庁は、無償で二部を受け取る権利を有するものとし、当該締約国に関して特定の暦年の間に登録された指定の数が2000を超えた場合には、その締約国は次暦年に追加の一部を、更に前記2000指定に加えて各1000指定毎に追加部数を受け取る権利を有するものとする。各締約国は、無償で受ける権利を有する部数と同じ部数を毎年予約代金の半額で購入することができる。~~

~~(b) 公報が二以上の様式によることが可能な場合には、各官庁は、権利を有する公報の受領について望む様式を選択することができる。~~